

## 国家外貨管理局大連分局が「大連市外商投資企業の外債借入における比率自律管理政策実行の操作細則に関する通知」を公布

### 大連市で新たな外債管理方式が開始、外債枠が純資産の2倍に

トランザクションバンキング部

2015年2月27日、国家外貨管理局大連分局は、「大連市外商投資企業の外債借入における比率自律管理政策実行の操作細則に関する通知」(大匯発[2015]24号、以下略称「24号通知」)を公布しました。公布日より施行されています。

本「24号通知」により大連市における新たな外債管理方式が規定されました。なお、これより先に国家外貨管理局遼寧省分局は2014年12月2日付で、「遼寧省外商投資企業の外債借入における比率自律管理政策実行の操作細則に関する通知」(遼匯発[2014]78号)を公布しており、大連市以外の遼寧省分局管轄内において既に同管理方式が導入されています。

#### 1. 「24号通知」の主な内容

「24号通知」により、大連市内の外資企業が外債を実行する際の管理方式として、「比率自律管理」が導入されることになりました。比率自律管理方式とは、外債枠の管理方法の一つです。比率自律管理の大きな特徴として①1年以内の短期および1年を超える中長期外債の両方について残高管理を行うこと<sup>1</sup> ②短期および中長期外債の合計残高が前年度監査報告の純資産額の2倍以内で管理することがあげられます。今回の通知により、外資投資性公司等の特別な種類の外資企業を除いて、大連市内の外資企業はこれまでと同様な「投注差(投資総額－登録資本金)」による外債管理と、新たな比率自律管理のどちらか一方を選択することができます。ただし、一旦比率自律管理を選択した場合は再び投注差管理に戻すことはできませんので、注意が必要です。

「24号通知」により、外債枠が増加する企業は相応に見込まれます。特に、外債枠が純資産額対比で小額である、または既に外債枠を費消している企業には影響があると思われませんが、人民元外債との兼ね合いや取扱いなど、実務面では不明な点も多く、実施前には確認が必要です。

#### 【図表1:「24号通知」の主要内容】

項目	内容
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 大連市内の外資企業</li> <li>✓ 投資性会社、リース会社、不動産会社等の特別な種類の外資企業は対象外</li> </ul>
外債管理方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 外債枠について投注差管理または比率自律管理どちらかを選択できる               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 投注差管理を選択した後、比率自律管理方式へは変更可能</li> <li>➢ 比率自律管理方式を選択した後、投注差管理に戻すことはできない</li> </ul> </li> </ul>
比率自律管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <math>\text{短期外債残高} + \text{中長期外債残高} \leq \text{前年度監査報告純資産額の2倍}</math> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 中長期外債についても残高管理することになり、返済すれば外債枠が復活する</li> </ul> </li> </ul>
外保内貸の保証履行	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 外資企業のカロスボーダー保証のうち、域外保証付域内貸付(外保内貸)の保証履行時の管理についても適用</li> </ul>
利用手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 従来同様の手続</li> <li>✓ 外債登記申請時に前年度の監査済財務報告等の提出が必要</li> </ul>

<sup>1</sup> これまで外貨の外債枠は、短期外債については残高ベース、中長期外債については発生額ベースで管理されており、中長期外債は返済しても外債枠は復活しない管理になっています。

## 2. 各地における外債管理の動向

大連市を含む遼寧省の他にも、新たな管理を行っている地域があります。

中国(上海)自由貿易試験区(以下略称「上海自貿区」)では、「中国(上海)自由貿易試験区での人民元クロスボーダー使用の拡大を支援することに関する通知」(銀総部発[2014]22号)<sup>2</sup>により、人民元外債について払込資本金を基調とした管理方式が導入されています。さらに2015年2月には『中国(上海)自由貿易試験区における分帳核算(分離勘定記帳)業務域外融資とクロスボーダー資金流動のマクロプルーデンス管理実施細則(試行)』(銀総部発[2015]8号)<sup>3</sup>により、自由貿易口座を介した新たな外債管理が行われています。また、福建省平潭総合実験区では一部異なる内容があるものの、大連市や遼寧省と同じく比率自律管理を採用するとの報道があります。

その他、蘇州工業園区、天津エコシティ、前海深港現代サービス業協力区<sup>4</sup>では、区内企業が特定の国および地域の銀行からクロスボーダー人民元借入を行う際の規定を別途公布しています。

【図表 2:各地の外債管理】

	対象	通貨	口座	外債管理	外債可能額
従来	外資企業	人民元	一般口座	投注差管理	発生額管理(返済後も外債枠は復活しない)
		外貨	専用口座	投注差管理	短期:残高管理 中長期:発生額管理
大連市 遼寧省	外資企業	外貨	専用口座	比率自律管理または投注差管理のいずれかを選択	残高管理
上海自貿区 (22号通知)	区内企業 外資・中資	人民元	専用口座	払込資本金×1倍×政策変数(当面「1」) または投注差管理を選択	残高管理
上海自貿区 (8号通知)	区内企業 外資・中資	人民元 外貨	自由貿易口座	資本×外債レバレッジ率×政策変数(当面「1」) または投注差管理を選択	残高管理 ※外債・外貨貿易融資・ オフバランス与信を考慮
平潭総合 実験区	区内企業 外資・中資	人民元 外貨		各種報道によると比率自律管理を行うことが明らかにされている。ただし、外資企業の場合は前年度監査報告純資産額の2倍まで、中資企業の場合は短期外債残高について前年度監査報告純資産額の0.5倍まで。	
蘇州 工業園区	区内企業 外資・中資	人民元		区内登録企業は指定銀行を通じて、シンガポール内などの銀行から人民元外債による調達ができる。使用対象地域や、適用業種に制限有り。 外債枠は区全体の総額で管理。	
天津 エコシティ	区内企業 外資・中資	人民元		区内登録企業は指定銀行を通じて、シンガポール内などの銀行から人民元外債による調達ができる。使用対象地域や、適用業種に制限有り。 当局が申請企業ごとに外債枠を設定。	
前海深港現	区内企業	人民元		区内登録企業は中国人民銀行深圳中央支店を通じて、香港の銀行から	

<sup>2</sup> 詳細は実務制度ニュースレターNo.86 (<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/314022603.pdf>) をご参照。

<sup>3</sup> 詳細は実務制度ニュースレターNo.126 (<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/315021801.pdf>) をご参照。

<sup>4</sup> 詳細は実務制度ニュースレターNo.52 (<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/312080801.pdf>)、

No.59 (<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/313010902.pdf>)、

No.60 (<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/313011601.pdf>) をご参照。

代サービス業 協力区	外資・中資	人民元外債による調達ができる。使用対象地域や、適用業種に制限有り。
---------------	-------	-----------------------------------

また、自由貿易試験区の発展の方向性に関して、2015年1月に商務部、中国人民銀行、国家外貨管理局、税関総署、銀行業監督管理委員会、中国金融研修センターなどの政府部門が、銀行や投資機関に向けて開催したセミナーにおいて、今後の外債管理についての検討事項についても言及がありました。ここで外債管理の比率自律管理が述べられており、今後、他の地域においても比率自律管理方式による外債管理が広がっていく可能性もあります。

【図表 3: セミナーにおける今後の外債管理に関する言及内容】

外貨外債について	人民元外債について
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 内資と外資に対する管理方法を統一する</li> <li>✓ 短期外債、中長期外債ともに残高ベースの管理方法へ変更する</li> <li>✓ 残高額は、前年度監査報告の純資産額の倍数を基準に算出する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 上海自貿区が実施している残高ベースの管理方法(銀総部発[2014]22号)を採用する</li> </ul>

今回の「24号通知」は大連市の外資企業の資金調達手法に影響を与えると考えられますが、純資産額は変動するため企業運営によっては外債枠が投注差管理時よりも減額する可能性もあります。また、一旦比率自律管理を選択すると投注差管理に戻すことができないため、慎重に選択する必要があります。

「24号通知」の内容は、大連市および遼寧省だけでなくその他の地域の外債管理に波及することも考えられますので、各地の動向も含め注視して参ります。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;"><b>国家外汇管理局大连市分局关于印发《大连市外商投资企业借用外债实行比例自律管理政策操作细则》的通知</b> (大汇发〔2015〕24号)</p> <p>国家外汇管理局金州新区中心支局,各支局,各外汇指定银行:</p> <p>根据《国家外汇管理局关于大连市贯彻落实国务院设立金普新区和振兴东北重大政策举措有关外汇管理政策的批复》(汇复〔2015〕1号),大连市外商投资企业借用外债可实行比例自律管理。为更好贯彻落实外债比例自律管理政策,我分局制定了《大连市外商投资企业借用外债实行比例自律管理政策操作细则》(以下简称《操作细则》),并提出以下意见,请一并遵照执行。</p> <p>一、国家外汇管理局金州新区中心支局、各支局应加大对政策的宣传力度,充分支持辖内有需求的外商投资企业用好用足政策,拓展企业融资渠道和融资规模,切实促进企业投融资便利化。</p> <p>二、各外汇指定银行应及时了解和掌握政策内容,严格按照《操作细则》的要求为外商投资企业办理外债项下各项业务。</p> <p>三、《操作细则》在执行中如遇问题,请及时向我分局反馈。</p> <p>联系人:王颖 联系电话: 83888336 附件:大连市外商投资企业借用外债实行比例自律管理政策操作细则</p> <p style="text-align: right;">国家外汇管理局大连市分局 2015年2月27日</p>	<p style="text-align: center;"><b>国家外貨管理局大連市分局の『大連市外商投資企業の外債借入における比率自律管理政策実行の操作細則』を公布することに関する通知</b> (大匯発〔2015〕24号)</p> <p>国家外貨管理局金州新区センター支局、各支局、各外為指定銀行:</p> <p>『国家外貨管理局の大連市が國務院の設立した金普新区および東北振興における重大な政策措置に関連する外貨管理政策の実行を徹底するすることに関する批復(回答)』(匯復〔2015〕1号)に基づき、大連市外商投資企業の外債借入は比率自律管理を実行できる。外債比率自律管理政策を一層徹底的に実行するため、我が分局は『大連市外商投資企業の外債借入における比率自律管理政策実行の操作細則』(以下略称、『操作細則』)を制定し、併せて以下意見を提出する。ともに遵守して執行すること。</p> <p>一、国家外貨管理局金州新区センター支局、各支局は政策に対する宣伝を強化し、管轄内のニーズがある外資企業が当該政策をしっかりと利用することを十分に支援し、企業の融資ルートと融資規模を開拓し、企業の投融資の利便化を着実に促進しなければならない。</p> <p>二、各外為指定銀行は遅滞無く政策内容を理解・把握し、『操作細則』の要求に厳格に基づき外資企業のために外債項目下の各業務を行わなければならない。</p> <p>三、『操作細則』の執行において問題がある場合は、遅滞無く我が分局にフィードバックすること。</p> <p>連絡人:王穎 連絡電話: 83888336 附属資料: 大連市外資企業の外債借入における比率自律管理政策実行の操作細則</p> <p style="text-align: right;">国家外貨管理局大連市分局 2015年2月27日</p>



<b>附件</b>	<b>附属資料</b>
<p data-bbox="134 230 705 309"> <b>大连市外商投资企业借用外债实行比例自律管理政策操作细则</b> </p> <p data-bbox="134 371 705 786">           第一条 根据《国家外汇管理局关于大连市贯彻落实国务院设立金普新区和振兴东北重大政策举措有关外汇管理政策的批复》（汇发[2015]1号，以下简称《批复》），大连市外商投资企业借用外债可实行比例自律管理。为更好贯彻落实外债比例自律管理政策，促进外商投资企业对外融资便利化，依据国家外汇管理局《外债登记管理办法》和《批复》，特制定本操作细则。         </p> <p data-bbox="134 851 705 1122">           第二条 本操作细则所称大连市外商投资企业借用外债可实行比例自律管理，是指在大连市辖内注册的外商投资企业（以下简称“外资企业”）借用的短期外债余额与中长期外债余额之和不得超过其上年度经审计净资产数额的2倍。         </p> <p data-bbox="134 1187 705 1552">           第三条 外资企业根据自身“投注差”、净资产状况及已借入外债情况，可选择比例自律管理方式或选择按现行的“投注差”管理方式，原则上只能选择其中一种管理方式。选择“投注差”管理方式的外资企业可以重新选择比例自律管理方式，已选择比例自律管理方式的外资企业不能再选择“投注差”管理方式。         </p> <p data-bbox="134 1664 705 1794">           第四条 大连市辖内特殊类外资企业，如外商投资性公司、外商投资租赁公司和外资房地产企业等仍按现行借用外债规定管理。         </p> <p data-bbox="134 1856 705 2033">           第五条 外汇局对选择比例自律管理方式的外资企业依旧实行登记管理。外资企业应当在外债合同签约后15个工作日内持下列材料到所在地外汇局办理外债签约登记手续：            （一）外债登记申请书（外债登记申请书中         </p>	<p data-bbox="831 230 1358 309"> <b>大连市外商投资企业的外债借入における比率自律管理政策実行の操作細則</b> </p> <p data-bbox="732 371 1463 786">           第一条 『国家外貨管理局の大連市が国务院の設立した金普新区および東北振興における重大な政策措置に関する外貨管理政策の実行を徹底することに関する批復（回答）』（匯復[2015]1号、以下略称、『批復』）に基づき、大連市外資企業の外債借入は比率自律管理を実行できる。外債比率自律管理政策を一層徹底的に実行し、外資企業の対外資金調達の利便化を促進するために、国家外貨管理局の『外債登記管理弁法』と『批復』に基づき、本操作細則を特別に制定する。         </p> <p data-bbox="732 851 1463 1122">           第二条 本操作細則でいう所の大連市外商投資企業の外債借入が比率自律管理を実行できるとは、大連市管轄内に登記した外商投資企業（以下略称“外資企業”）の借入れる短期外債残高と中长期外債残高の合計が、その前年度会計監査を経た純資産金額の2倍を超えてはならないことを指す。         </p> <p data-bbox="732 1187 1463 1601">           第三条 外資企業は自身の“投注差（投資総額－登録資本金）”、純資産の状況および既に借り入れた外債の状況に基づいて、比率自律管理方式あるいは現行の“投注差”に基づいた管理方式を選択することができ、原則としてそのうち一方の管理方式のみを選択することができる。“投注差”管理方式を選択した外資企業は比率自律管理方式を改めて選択することができる。既に比率自律管理方式を選択した外資企業は再度“投注差”管理方式を選択することはできない。         </p> <p data-bbox="732 1664 1463 1794">           第四条 大連市管轄内の特別な種類の外資企業、例えば外資投資性公司、外資リース公司および外資不動産企業等は従来通り現行の外債借入規定に基づき管理する。         </p> <p data-bbox="732 1856 1463 2078">           第五条 外貨管理局は比率自律管理方式を選択した外資企業に対し従来通り登記管理を行う。外資企業は外債契約後15営業日以内に以下の資料を以って、所在地の外貨管理局において外債契約登記の手続を行わなければならない：         </p>

<p>应说明公司的基本情况，已登记外债信息及选择何种外债管理方式等)；</p> <p>(二)外债合同正本及合同主要条款复印件，合同为外文的应另附合同主要条款的中文译本；</p> <p>(三)外资企业应提供批准证书、营业执照和上年度经审计的财务报表等文件；</p> <p>(四)新设的外资企业办理外债签约登记时，须提供最近一期经审计的财务报表；</p> <p>(五)外汇局要求提供的其他材料。</p> <p>第六条 外汇局应根据外债登记材料要素审核原则，认真审核企业提交的外债登记材料，并通过资本项目信息系统核对企业外债登记历史数据。符合外债登记条件的，外汇局应按规定为企业办理外债签约登记手续，不符合登记条件的，应及时向企业说明原因。</p> <p>第七条 选择比例自律管理方式办理外债签约登记的外资企业，其外债资金提款、结汇、还本付息和外债账户管理等，仍按照现行的外商投资企业外债相关管理规定办理。</p> <p>第八条 选择“投注差”管理方式办理外债签约登记的外资企业，仍按现行借用外债规定管理。</p> <p>第九条 外资企业办理跨境外保内贷项下担保人发生履约后形成的境内机构对外债务，适用本操作细则。</p> <p>第十条 银行应严格按照外债管理规定和展业三原则，审核企业提交的相关材料，为企业办理外债资金流出入、账户管理和汇兑等业务。</p> <p>第十一条 对于违规为企业办理外债业务的金融机构和提供虚假材料、信息办理外债业</p>	<p>(一)外債登記申請書(外債登記申請書において会社の基本状況、登記済みの外債情報およびいずれの外債管理方式を選択するか等を説明しなければならない)</p> <p>(二)外債契約原本および契約の主要条項の写。契約が外国語の場合は契約の主要条項を中国語に翻訳し、別途添付しなければならない</p> <p>(三)外資企業は批准証書、営業許可証と前年度経の会計監査を経た財務諸表等文書を提出しなければならない</p> <p>(四)新設外資企業が外債契約登記を行う際は、直近一期の会計監査を経た財務諸表を提出しなければならない</p> <p>(五)外貨管理局が提出を要求するその他資料</p> <p>第六条 外貨管理局は外債登記資料の要素審査原則に基づいて、企業が提出した外債登記資料を真摯に審査し、併せて資本項目情報システムを通じて企業の外債登記履歴データを照合しなければならない。外債登記の条件に合致する場合、外貨管理局は規定に基づき企業のために外債契約登記手続を行い、登記条件に合致しない場合、遅滞無く企業にその理由を説明しなければならない。</p> <p>第七条 比率自律管理方式を選択し外債契約登記を行う外資企業は、その外債資金の引出し、人民元両替、元利金の返済および外債口座管理等について、従来通り現行の外商投資企業の外債関連管理規定に基づいて取扱う。</p> <p>第八条 “投注差”管理方式を選択して外債契約登記を行う外資企業は、従来通り現行の外債借入規定に基づいて管理する。</p> <p>第九条 外資企業が取扱うクロスボーダー域外保証付国内貸付項目において、保証人の履行発生後に形成された域内機構の対外債務は、本操作細則を適用する。</p> <p>第十条 銀行は外債管理規定と業務展開の3原則に厳格に基づいて、企業が提出した関連資料を審査した上で、企業のために外債資金の流出入、口座管理と両替等の業務を行わなければならない。</p> <p>第十一条 規定に違反して企業のために外債業務を行った金融機構、および虚偽の資料や情報を提供し外債業務を</p>
--	--

<p>务的企业，外汇局将依据《中华人民共和国外汇管理条例》和《外债登记管理办法》等相关规定予以处罚。</p>	<p>行った企業に対して、外貨管理局は『中華人民共和国外債管理條例』と『外債登記管理弁法』等の関連規定に基づき処罰を与える。</p>
<p>第十二条 本操作细则由国家外汇管理局大连市分局解释，未尽事宜按现行外债管理规定办理。</p>	<p>第十二条 本操作細則は国家外貨管理局大連市分局の解釈により、記載のない事項は現行の外債管理規定に基づいて取扱う。</p>
<p>第十三条 本操作细则自发文之日起实施。</p>	<p>第十三条 本操作細則は公布日から実施する。</p>

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考にと過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室

上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 22 階 照会先：上坂享平 TEL021-6888-1666 ext.4259